

第1号訪問事業(総合事業訪問介護)の利用料について

[基本部分]※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービス(独自)IV (1回につき)	週1回程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,736円 (1回あたり)	274円	547円	821円
訪問型サービス(独自)I (1月につき) ※1月の利用回数が4回を超えた場合		12,007円 (1月あたり)	1,201円	2,401円	3,602円
訪問型サービス(独自)V (1回につき)	週2回程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,777円 (1回あたり)	278円	555円	833円
訪問型サービス(独自)II (1月につき) ※1月の利用回数が8回を超えた場合		23,983円 (1月あたり)	2,398円	4,797円	7,195円
訪問型サービス(独自)VI (1回につき)	週2回を超える程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援2)	2,930円 (1回あたり)	292円	584円	876円
訪問型サービス(独自)III (1月につき) ※1月の利用回数が12回を超えた場合		38,053円 (1月あたり)	3,805円	7,611円	11,416円

上記の基本利用料は、三島介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領で定める金額であり、その金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

〔加算〕

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	2,042円	205円	409円	613円
生活機能向上 連携加算(Ⅰ) (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の身体の状態等を評価した上、生活機能向上を目的とした個別サービス計画を作成し、理学療法士等と連携してサービス提供した場合	1,021円	103円	205円	307円
生活機能向上 連携加算(Ⅱ) (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に加え、リハビリを実施している医療施設の専門職、医師に同行し、共同して利用者の身体の状態等を評価した上、生活機能向上を目的とした個別サービス計画を作成し、専門職、医師等と連携してサービス提供した場合	2,042円	205円	409円	613円
介護職員処遇改善 加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算の合計 13.7%			
特定処遇改善加算 Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算の合計 6.3%			

(注)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

★令和3年4月から9月まで新型コロナウイルス感染症対応による基本報酬の上乗せ0.1%が加算されます。

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	支払い要件等
利用予定日の前日の午後5時まで	不要
利用予定日の前日の午後5時以降	500円